

水環境いばらき

公益社団法人 茨城県水質保全協会

令和8年7月

会報
第34号

MIZUKANKYOU IBARAKI



ポスター／令和7年度 霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール
(公社) 茨城県水質保全協会理事長賞 小学校高学年の部
つくば市立沼崎小学校 5年 勝村 祥子さん (令和7年11月受賞時の学年)

協会情報

令和8年度 第14回定時社員総会開催	2
令和7年度法定検査結果について	4
令和8年度法定検査受検率向上促進事業のご案内	4
令和8年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業のご案内	5
浄化槽機能保証制度について	6
関係団体の行事へ参加	7
会員活動／支部活動	7

行政情報

茨城県からのお知らせ	9
------------	---

令和8年度 第14回定時社員総会開催

令和8年6月10日（水）茨城県市町村会館において、第14回定時社員総会が開催されました。

来賓としては、茨城県県民生活環境部次長、各県民センター環境・保安課長、（一社）茨城県環境保全協会理事長のご出席をいただき、糸賀正美茨城県県民生活環境部次長よりご挨拶を賜りました。

開会に先立ち、事務局より出席会員32社、委任状を提出した会員217社の合計249社であり、正会員（374社）の過半数の出席により総会が成立していることが報告され、審議事項である4議案と報告事項である令和8年度の事業計画及び収支予算について報告し、すべて承認されました。

I 審議事項

- 第1号議案 令和7年度 事業報告に関する件
- 第2号議案 令和7年度 収支決算報告に関する件
- 第3号議案 公益社団法人茨城県水質保全協会定款の一部改正に関する件
- 第4号議案 役員の一部改選に関する件

II 報告事項

- 令和8年度 事業計画に関する件
- 令和8年度 収支予算に関する件



（公社）茨城県水質保全協会 成田理事長



茨城県県民生活環境部 糸賀次長

令和7年度浄化槽関係功労者表彰

（敬称略）

表 彰 名	会 社 名	氏 名
環境大臣表彰	(有)後藤水道工業	関 根 義 純
茨城県環境保全功労者表彰	(株)麻生ガス設備	吉 崎 淳 之
（一社）全国浄化槽団体連合会会長顕彰状	(有)東西	大 西 実
（一社）全国浄化槽団体連合会会長表彰	常盤工事(株)	藤 枝 護

(公社) 茨城県水質保全協会理事長表彰

(敬称略)

支 部 名	会 社 名	氏 名
県央支部	(有)クロサワクリーンサービス	小 林 和 浩
鹿行支部	(株)高野臨海商事	高 橋 雄 一
	(株)池田清掃社	蕎麦田 明 大
	備水工業(株)	志 賀 規 孝
県南支部	(株)プラントサービス	永 盛 恒 治
	新和アメニティ(株)	新 村 直 志
	(有)萩原清掃社	萩 原 初 江
県西支部	(株)チクセイ21	竹 垣 直 子

職員永年勤続表彰

(敬称略)

(公社) 茨城県水質保全協会	大 森 賢 次
----------------	---------



写真左より 高橋氏、志賀氏、永盛氏、成田理事長、新村氏、萩原氏、竹垣氏、大森氏

令和7年度 法定検査結果について

検査実施基数および判定結果

令和7年度に法定検査を実施した基数とその判定結果は以下のとおりです。

検査実施結果および判定結果

検査種別	実施基数	総合判定		
		適正	おおむね適正	不適正
7条	2,991	1,847	744	400
11条	42,156	18,567	16,005	7,584
新11条	85,875	79,039	6,353	483

11条検査の主な不適正要因数（不適正に占める割合）

所見内容	基数	不適正判定に占める割合
点検未実施	4,055	53.5%
送風機故障等によるばっ気不良・停止	1,304	17.2%
仕切板や隔壁の破損・脱落	940	12.4%
排水不良による水位上昇	505	6.7%
ろ材の充填・固定不良等	312	4.1%
担体の充填不足、劣化及び流出等	234	3.1%

令和7年度の法定検査実績は、7条検査2,991基、11条検査42,156基、新11条検査85,875基となりました。11条検査における不適正要因では、「点検未実施」が4,055基で全体の53.5%を占め、最も多い結果となりました。次いで、送風機故障等によるばっ気不良・停止が17.2%、仕切板や隔壁の破損・脱落が12.4%となっており、保守点検における機器管理がきわめて重要です。

令和8年度法定検査受検率向上促進事業のご案内

令和8年度も引き続き「法定検査受検率向上促進事業」として、法定検査の未受検者に対し茨城県・市町村・協会が連携して受検指導を行います。

つきましては、下記により指導文書を順次発送いたしますので、協会会員の皆様におかれましては、法定検査の必要性について周知していただくとともに、お客様からの問い合わせに対応方よろしくお願い申し上げます。

指導文書の発送予定【発送月】

市 町 村	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
県央							
日立市	済	済	済	○	○	○	
笠間市		済	済	○		○	
県北							
常陸太田市		済	済	○			
大子町		済	済	○		○	
鹿行							
鉾田市		済	済	○	○	○	

市 町 村	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
県南							
取手市		済	済			○	
牛久市		済	済				
稲敷市		済	済			○	
河内市		済				○	
守谷市		済			○		
利根町		済			○		
古河市	済	済	済	○	○	○	
県西							
八千代町		済	済		○		
五霞町		済			○		
境町		済	済				
水戸市		済	済	○	○	○	

○…指導文書は、発送月においてつき3～4回に分けて発送いたします。なお、発送時期は都合により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業のご案内

令和8年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業について

令和7年度に引き続き、「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」として浄化槽分野における更なる脱炭素化を推進するために、既設の中大型合併処理浄化槽を対象として、『1. 高効率設備への改修』又は『2. 先進的省エネ型浄化槽への交換』により大幅な二酸化炭素削減を図る事業の助成を行います。

浄化槽の機械設備や機能に支障が生じる古い浄化槽について、ぜひこの事業を活用し、浄化槽の安定化と二酸化炭素の排出削減に取り組まれますようお願いいたします。

令和8年度の補助対象の要件

1. 高効率機器への改修事業

30人槽以上の合併浄化槽において、高効率ブロワ等への改修、タイマーやインバーター装置等を導入することでCO₂排出を20%以上削減する事業（補助率1/2）

2. 先進的省エネ型浄化槽への交換事業

30人槽以上の合併浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換により、CO₂排出を46%以上削減する事業（補助率1/2）

※応募期間：令和8年4月27日～令和8年11月30日17時必着
【予算規模：18億円】

過去の申請事例

補助対象		
現場	ホームセンター	排水処理施設
浄化槽人槽	205人槽	400人槽
改修内容	メインブロワ、攪拌ブロワ 2台の更新	メインブロワ、攪拌ブロワ 2台の更新
運転時間調整	5時間削減	8時間削減
CO ₂ 排出削減量	21.20%	29.10%

※付帯設備等は浄化槽ごとに異なるため、掲載内容は参考例としてご覧ください。

〇問い合わせ先

（公社）茨城県水質保全協会 検査部 検査第2課

TEL：029-291-4000 FAX：029-304-5005

Email：kensa01@e-mizu-ibaraki.jp

浄化槽機能保証制度について

ぜひ保証制度に登録を!!

浄化槽は、私たちの生活排水を適切に処理し、地域の水環境を守る重要な設備です。適切な施工と維持管理によりそれは長期間使用することができます。このような設備が安心して使用され続けるよう、その役割を支える仕組みが、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施している「浄化槽機能保証制度」です。

この制度は、保証登録された浄化槽に対し機能異常が発生した場合、一定の条件のもとで修補費用等を保証するものです。保証登録を行うことで、浄化槽設置者は万が一の際にも安心して浄化槽を使用することができます。なお、当保証制度への登録手続きは、浄化槽工事業者が行うものであり、設置者が直接登録することはできません。このため、保証制度への登録の際は、施工を担当した浄化槽工事業者へご相談ください。

① 浄化槽機能保証制度とは ・万が一の不具合に備える制度

浄化槽機能保証制度は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会に保証登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、その原因者を明らかにして、当該原因者による修補等の措置を確保するとともに、原因者が特定できない場合や、原因者が倒産する等、原因者により措置を講じることが著しく困難である場合には、全浄連に設けられた保証基金により、その修補に要する費用を支払うものです。

② 保証の範囲 ・保証期間は10年間

本制度の保証期間は、浄化槽の使用開始の日から10年間とします。但し、ブロワ及び散気管については、使用開始の日から1年間とします。

・保証の限度額

環境省循環型社会形成推進交付金浄化槽整備費の基準額の範囲内となります。

③ 保証の対象となる浄化槽 ・機能保証制度の対象となる「保証登録浄化槽」とは、次の要件を満たす浄化槽です。

- (1)全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であること
- (2)環境省の国庫補助指針に適合した浄化槽であること
- (3)各都道府県浄化槽協会を通じて、全国浄化槽団体連合会が保証登録を行った浄化槽であること

※なお、対象となるのは、浄化槽本体であって、トイレ、台所等の排水設備と浄化槽本体の流入口を接続する配管設備（流入管きょ）、及び浄化槽本体の流出口と処理水の放流口を接続する配管設備（放流管きょ）、並びにその付帯設備は対象外です。

○問い合わせ先

（公社）茨城県水質保全協会 総務部 企画業務課 岡崎

TEL：029-291-4000 FAX：029-304-5005

Email：y_okazaki@e-mizu-ibaraki.jp

関係団体の行事へ参加

令和8年度全浄連関東地区協議会幹事会

令和8年5月27日（水）、東京都新宿区ホテルグランドヒル市ヶ谷において、令和8年度全浄連関東地区協議会幹事会が開催されました。当協会からは、会長である成田理事長、幹事である犬塚副理事長が出席しました。議題1から4については、すべて異議なく原案どおり承認されました。なお、9月開催の生活排水対策特別研修会は、ホテルテラスザガーデン水戸で開催することとなりました。議題5については、原案どおり承認されました。会長には成田浩明氏（（公社）茨城県水質保全協会）の続投の声、副会長には成田会長に一任との声があり、鈴木茂氏（（公社）神奈川県生活水保全協会）を指名し、満場一致にて承認されました。

【議題】

（審議事項）

- 1 令和7年度事業報告について
- 2 令和7年度収支決算報告について
- 3 令和8年度事業計画（案）について
- 4 令和8年収支予算（案）について
- 5 役員の改選について

会 員 活 動

会員親睦ゴルフを開催しました

令和8年5月14日（木）に桜川市のJGM笠間ゴルフクラブにおいて、第18回会員親睦ゴルフコンペを開催し、会員・事務局合わせて31名が参加しました。このゴルフコンペは平成20年からスタートし、今年で18回目となりました。会員同士の親睦も深まり、有意義なゴルフコンペとなりました。

【優勝】手塚 幸一 氏
【準優勝】犬塚 正一 氏



集合写真

支 部 活 動

県央支部

○ ひぬま流域クリーン作戦への参加

令和8年5月17日（日）に、茨城町の涸沼において開催された「ひぬま流域クリーン作戦」に参加しました。

当日は会員24名、次世代部会員4名、事務局1名の合計29名が参加し、涸沼の環境美化活動を行いました。



清掃時の様子

鹿行支部

○ 定時総会の開催

令和8年5月29日（金）、潮来市において第11回定時総会を開催しました。来賓としては、茨城県鹿行県民センター環境・保安課課長の小川様にご出席いただきました。会員26名出席の中、事業報告及び事業計画等について審議し、原案どおり承認されました。

また、総会終了後に懇親会を開催し、会員の親睦を深めました。



集合写真

県西支部

○ 花とふれあいまつりへの参加

令和8年5月17日（日）に、下妻市において開催された「第35回花とふれあいまつり」に出展しました。当日は、県西支部会員1名、次世代部会員5名、事務局2名の合計8名が参加し、パンフレットの配布やパネル等の展示をとおして、浄化槽の正しい使い方などについて周知しました。



活動時の様子

次世代部会のご案内

当協会では新たに次世代部会が設立されました。この会は、会員企業の後継者等を対象に、研修会や交流事業を通じて次世代を担う人材を育成し、会員相互の連携強化と協会事業への積極的な参画を促進することを目的として設立されました。

■次世代部会会員募集中！

当協会では、次世代部会に入会する会員を募集しております。
詳しくは以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

(公社)茨城県水質保全協会 企画業務課 川崎
TEL：029-291-4000
FAX：029-304-5005
Email：j_kawasaki@e-mizu-ibaraki.jp

茨城県からのお知らせ

転出・長期不在時にも 浄化槽の手続きが必要です。

転出（浄化槽撤去を伴う場合）・下水道接続時には・・・



申請タイミング	必要な書類	必要な手続き
浄化槽の使用を廃止（撤去等）するとき	浄化槽使用廃止報告書（3部）	浄化槽使用廃止後30日以内に提出



長期出張や長期不在時には・・・

申請タイミング	必要な書類	必要な手続き
浄化槽の使用を休止するとき（おおむね1年以上）	浄化槽使用休止届出書（3部） 浄化槽の清掃の記録（3部）	浄化槽の清掃後に提出
浄化槽の使用を再開するとき	浄化槽使用再開届出書（3部）	浄化槽の使用再開後30日以内に提出

新築、建て替え、転入時等には・・・



申請タイミング	必要な書類	必要な手続き
浄化槽を設置するとき	浄化槽設置届出書または浄化槽明細書（4部）等 ※詳細についてはURL参照	浄化槽を設置するときに提出
浄化槽を使い始めるとき	浄化槽使用開始報告書（3部）	浄化槽の使用後30日以内に提出 また、使用開始後3～8か月の間に 法定検査を受検



転居（建売住宅の購入等）、相続の際には・・・

申請タイミング	必要な書類	必要な手続き
浄化槽を設置済みの住宅に住み始めるとき	浄化槽管理者変更報告書（3部）	管理者の変更後30日以内に提出

申請様式はこちらから

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/suishitsu/water/jokaso-tetsuduki.html>



申請方法については、お住いの市町村の浄化槽担当課にお問合せください。 代表番号一覧

水戸市	029-224-1111	北茨城市	0293-43-1111	筑西市	0296-24-2111	大洗町	029-267-5111
日立市	0294-22-3111	笠間市	0296-77-1101	坂東市	0297-35-2121	城里町	029-288-3111
土浦市	029-826-1111	取手市	0297-74-2141	稲敷市	029-892-2000	東海村	029-282-1711
古河市	0280-92-3111	牛久市	029-873-2111	かすみがうら市	0299-59-2111	大子町	0295-72-1111
石岡市	0299-23-1111	つくば市	029-883-1111	桜川市	0296-58-5111	美浦村	029-885-0340
結城市	0296-32-1111	ひたちなか市	029-273-0111	神栖市	0299-90-1111	阿見町	029-888-1111
龍ヶ崎市	0297-64-1111	鹿嶋市	0299-82-2911	行方市	0299-55-0111	河内町	0297-84-2361
下妻市	0296-43-2111	潮来市	0299-63-1111	銚田市	0291-32-8381	八千代町	0296-48-1111
常総市	0297-23-2111	守谷市	0297-45-1111	つくばみらい市	0297-58-2111	五霞町	0280-84-1111
常陸太田市	0294-72-3111	常陸大宮市	0295-52-0427	小美玉市	0299-48-1111	境町	0280-81-1313
高萩市	0293-23-1111	那珂市	029-298-1111	茨城町	029-292-1111	利根町	0297-68-2211



茨城県

茨城県県民生活環境部環境対策課 水環境室 水質保全グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-2966 FAX 029-301-2997

会員情報

[退会]

(敬称略)

会 社 名	代表者名	住 所
(株)稲葉工業	稲 葉 勝 雄	結城市結城188-12

浄化槽豆知識



硝化・脱窒ってなに？

浄化槽における窒素除去は、好気と嫌気的环境を循環させる「循環式硝化脱窒法」で行われます。まず、好気槽でアンモニア性窒素が硝化菌の働きにより硝酸へと酸化されます(硝化)。この反応には十分な酸素が必要なため、ブロワによる安定した曝気が必要です。次に、この処理水を嫌気槽へ循環させ、脱窒菌の働きで硝酸を無害な窒素ガスへと還元し、大気へ放出します(脱窒)。この脱窒の過程では、微生物のエサとなる有機物(炭素源)が必要となるため、流入水の性状や内部循環の状況が処理効率を大きく左右します。



現場の管理では、この好気と嫌気のバランスが重要です。曝気過多による全槽の好気化や、曝気不足による硝化不良はどちらも処理性能の低下を招きます。また、水温が下がる冬季は硝化菌の活性が低下するため、特に注意が必要です。安定した窒素除去には、溶存酸素(DO)の管理、適切な循環量の確保、流入負荷の把握など、システム全体を俯瞰した総合的な運転管理が求められます。

協会の業務案内

総 務 部

- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の書類販売
- 浄化槽機能保証制度に関する事業
- 法定検査申込受付
- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 各種講習会・研修会

検 査 部

- 浄化槽の法定検査業務
県北地区、県央地区
県西地区、(筑西市、桜川市に限る)
- 浄化槽の施工及び維持管理に関する助言指導
- 浄化槽に関する相談受付

県南支所

- 浄化槽の法定検査業務
県南地区、県西地区、(筑西市、桜川市を除く)
- 機能保証及び7条前納の受付
- 書類物品販売
▷一括契約書
▷記録票(保守点検カード、清掃カード)
▷浄化槽管理士証

協会案内図



バス JR水戸駅北口から「吉沢中央」バス停前

車 北関東道 茨城町東ICから1.5km

茨城県知事指定浄化槽検査機関
公益社団法人 茨城県水質保全協会

住 所 〒310-0845 茨城県水戸市吉沢町650-1

TEL.029-291-4000

総務部 FAX.029-304-5005

検査部 FAX.029-304-5009

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.jp/>



バス JR土浦駅から「田中三丁目」バス停より徒歩1分

車 常磐道土浦北ICから車で約9分
桜土浦ICから車で約10分

※車でお越しの場合、駐車場は土浦学園通りビル裏の第2駐車場12番枠をご利用ください。12番枠に車が停車していた際は第3駐車場1~9番枠をご利用ください。

住 所 〒300-0048 茨城県土浦市田中3丁目8-32
土浦学園通りビル6階

TEL. 029-896-3334

FAX. 029-896-5899